



## 盛岡市プレスリリース

第2期盛岡市まち・ひと・しごと創生総合戦略  
～若者をひきつける躍動するまち盛岡～

令和6年7月19日

市長公室都市戦略室

市政記者クラブ加盟社 各位

### 盛岡市ふるさと納税における「旅先納税®」の導入について

この度、本市は、「盛岡さんさ踊り」の開催に合わせて、ふるさと納税の新たな体験型返礼品を提供する仕組として、「旅先納税®」を導入することといたしましたので、お知らせします。

「旅先納税®」の導入により、旅行者等が旅行前・旅行中にふるさと納税を行うと、返礼品として電子商品券（名称：もりおか e 街ギフト）が手持ちのスマートフォンに即時発行され、市内の加盟店ですぐに利用することができます。



\*旅先納税スタート時はスタンプでの決済のみとなります

「旅先納税®」を通じて、本市へお越しになる旅行者の皆様へ盛岡ならではの魅力・体験価値を提供してまいります。

#### 記

- 1 寄附受付 令和6年8月1日（木）10時00分から（予定）
- 2 寄附金額 5,000円から最大1,000,000円まで
- 3 返礼率 寄附金額の30%を「もりおかe街ギフト」として提供  
例）5,000円寄附に対して、1,500円分のもりおかe街ギフトを提供
- 4 利用施設 市内の宿泊施設及び飲食店17店舗 ※今後順次拡大予定  
※総務省地場産品基準第7号（役務の提供）適合する店舗のみに導入
- 5 利用期限 寄附いただいた日から180日
- 6 寄附対象 盛岡市外に住民票を有する方
- 7 公式サイト <https://www.city.morioka.iwate.jp/shisei/zaisei/furusato/1048264.html>

#### 【問い合わせ先】

盛岡市市長公室企画調整課都市戦略室  
担当 勝又（かつまた）  
TEL 019-613-8370

盛岡を訪れたみなさん！  
泊まって、食べて、盛岡市を応援

# もりおか 街ギフト

盛岡市旅先納税

ふるさと納税で旅を楽しく！  
旅先納税はじめました



## 盛岡市の加盟店で使える電子商品券「もりおかe街ギフト」



旅先納税  
とは？

- 盛岡市ふるさと納税の返礼品として発行される電子商品券です
- 寄附額に応じた電子商品券がメールで届きます
- ふるさと納税として、翌年の税控除が受けられます
- 盛岡の旅を楽しみながら、盛岡市を応援していただく仕組みです



税控除



電子商品券



地域との繋がり

1 申込み5分で  
簡単発行！



2 使いたい金額を  
1円単位で使用可能



3 発行して6か月間  
いつでも使用OK



詳細は  
こちら！



もりおか  街ギフト  
盛岡市旅先納税

実施主体：岩手県 盛岡市 市長公室 都市戦略室  
お問い合わせ先：ふるさと納税 お問い合わせセンター 0120-977-050

※店舗によっては、電子商品券の額面が精算額を下回っていると、ご使用できない場合があります。詳しくは各店舗でご確認ください。